

【窓口相談の流れ】

利用者

市町村の窓口相談(「事前聞き取りシート」の記入)

○介護サービス、介護予防サービスを受けたい。
○第2号被保険者である。

○訪問介護(ヘルパー)のみ、通所介護(デイサービス)のみを利用したい。
○短期予防通所サービスを利用したい。

○一般介護予防事業を利用したい。

要介護認定申請
・認定調査の実施
・主治医意見書の依頼

総合事業対象者認定申請

健康チェックリストの実施

要介護(要支援)認定(介護認定審査会)

該当 非該当

要介護1 要介護2 要介護3
要介護4 要介護5

要支援1
要支援2

非該当

居宅サービス計画届出

介護予防サービス計画届出

介護予防ケアマネジメント届出
・診療情報提供書の依頼

介護給付

予防給付

総合事業

【居宅サービス】
訪問看護、訪問リハビリ
デイケア、ショートステイ
訪問介護(身体介護を含む)
特定施設入居者生活介護
住宅改修
福祉用具レンタル・購入等

【地域密着型サービス】
地域密着型通所、
グループホーム、
小規模多機能、定期巡回、
認知症対応型通所等
地域密着型介護老人福祉施設

【施設サービス】
介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、
介護療養型医療施設

【介護予防サービス】
訪問看護、訪問リハビリ、
デイケア、ショートステイ
訪問介護(身体介護を含む)
特定施設入居者生活介護
住宅改修
福祉用具レンタル・購入等

【介護予防地域密着型サービス】
地域密着型通所、
グループホーム、
小規模多機能、定期巡回、
認知症対応型通所等

**【介護予防・生活支援
サービス事業】**
訪問介護(身体介護含まない)デイサービス、
短期予防通所等

一般介護予防事業
・町内サロン、健康いきいき講座、
・湯ったりクラブ、脳わくわくクラブ等

(組合せ)

(組合せ)